

## お困りではありませんか？

- ・ 障がいに合ったサービスを受けたい
- ・ 今の障がい福祉サービスが自分に合っているか？
- ・ 支給量が合っていない
- ・ どの事業所を利用しようか

？

「自分らしく生活したい」



まずは、ご相談下さい。

**相談支援事業所 のぞみ**  
**(障がい児・者)**  
★相談支援専門員が  
対応致します。

その人に合った  
サービス等利用計画等の  
作成・ご相談に応じます。

(支給決定にはサービス利用計画の作成が必要となっております。)

平成27年3月までは経過措置適用

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村でご相談をお受けいたします。



指定特定相談支援事業所  
障害児相談支援事業所

**のぞみ**

霧島出張所

〒899-5117

鹿児島県霧島市隼人町見次560-3 4階

TEL 0995-73-5155

FAX 0995-73-5358

E-mail : nozomi@kishinkai.jp

直接、利用料をいただくことはありません。



